

2012年度研究部会活動記録

部会主任名	大浜 啓吉	現代政治経済研究所
研究課題：自治体活動と訴訟		
月/日	活 動 記 録	
5/18	「自治体研究」部会では、本年度次のような活動を行った。 嘉藤亮神奈川大学準教授に「情報公開条例と訴訟」の題で報告して頂き、活発に議論をした。平成11年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が制定されたが、実は、かなり以前から自治体が先行した政府や制度を国が後追いする例が増えてきたが、情報公開の施策もその一つであり、もともと自治体条例が法律に先行した実績をもつ。情報公開法制定の後も自治体条例は独自の実績を重ねてきているが、本報告は、近時の実情を踏まえて、これまでの訴訟のレビュー及び最新の判例分析を中心に自治体の動向や政策に着眼した報告であった。	
6/23	自治総研所長の辻山幸宣さん（元中央大学教授）に「大阪都構想をめぐる制度と政治」をテーマに報告をして頂き、議論した。辻山さんは、政治学、行政学を専攻される学者であるが、この時点でジャーナリズムでも話題になった橋下徹大阪市長の大阪維新の会の運動の本質、その掲げる政策である大阪都構想の問題点、これに呼応する与野党における法案の紹介等を紹介するとともに、今後の国政に与える影響等、実務にも通曉したナマの情報を含めて興味深い話題を提供して頂いた。豊富な資料を用いた報告であったので、議論も活発に行われ、大いに認識を深めることができた。	
7/13	村上順明治大学教授に「規範準拠・ケース準拠と行政法理」のテーマで報告して頂き、活発に議論をした。規範準拠の行政法理とは、伝統的な法解釈農地分離解釈および趣旨・目的解釈を意味し、ケース準拠的思考とは判例の思考方法であって、村上氏によれば、日航太郎杉事件判決にみられる垂直的比較衡量論と国立マンション事件判決やまちづくり関連判例に見られる水平的比較衡量論とがあるという。卑近な例と判例を素材としながらも、内容的には抽象度の高い理論的報告であって、きわめて高度な内容の報告であった。《ルールと原理の序列》の問題、原理間衝突の問題等、法哲学に遡る議論を内包しており、行政法判例の根底に潜む論理を解析するものであった。	
11/16	片木淳研究員による「大阪都構想と大都市制度の改革」のテーマでご報告を頂き、議論した。本報告は、平成24年9月5日公布された「大都市地域特別区設置法」を受けて、この法律の概要の説明とともに、日本におけるこれまでの大都市制度の歴史に遡り、またドイツの都市制度にも触れつつ、広い視野から大阪都構想の問題点を指摘するタイムリーなものであった。この法律の成立によって橋下徹大阪市長の大阪都構想の一部は実現のための手段を獲得したことになるが、これによって「大阪都」という名称をもった自治体がすぐに実現する訳ではない。この法律の仕組みは、複雑であり、財政制度等を勘案すると、これによって一体現状以上にメリットのある都市制度が実現するかどうか疑問もない訳ではない。また一般の市民が、この法案の仕組みとそれによって実現される大都市からどのような理想が実現する	

12/14	か真に理解しているかどうかも疑わしいように思われた。 総務省大臣官房復旧復興支援室長の植田昌也氏に今年度通常国会で成立した地方自治法改正についてご報告を頂いた。1999年の地方自治法の大改正（通称、新地方自治法）以来、地方公共団体のあり方は大幅にその性質を変じた。その後も小刻みな改正が行われているが、今回はもともと民主党政権による「地域主権改革法」の下に喧伝されてきたものであって、ジャーナリズムで相当取り上げられてきたものである。実際に、総務省で法案作成に係った官僚による報告であったので、裏話をはじめ法律の文言からだけではなかなか読み取れない話なども伺うことができた。
来年度の活動計画	来年度はテーマを改め「地域主権から見た国及び自治体の役割」について研究を進める所存である。
終了の場合	研究成果刊行の時期：2013年 2月 『自治体訴訟』を刊行した 研究成果の公開方法：